

平成25年9月17日

平成25年分政党交付金の変更決定等

平成25年7月21日に第23回参議院議員通常選挙が行われたことに伴い、政党助成法の規定に基づき、政党交付金の交付を受けようとする政党から、選挙基準日※現在における政党の届出を受けました。この届出に基づき、各政党へ交付すべき政党交付金の額について、本日変更決定を行いました。

また、みどりの風については、7月28日に政党要件を満たさなくなったことに伴い、特定交付金の交付を受けようとする旨の届出が提出されたため、本日特定交付金の交付決定を行いました。

※ 通常選挙の翌日又は当該選挙により選出された参議院議員の任期の初日のうちいずれか遅い日。
今回は任期の初日となる7月29日。

1 政党交付金

平成25年7月29日（選挙基準日）現在における政党の届出に基づく各政党への政党交付金の変更決定額は、以下のとおりです。

○変更決定（継続して政党交付金の交付を受ける政党）

自由民主党	15,058,582,000円
民主党	7,774,944,000円
日本維新の会	2,956,205,000円
公明党	2,574,747,000円
みんなの党	2,027,687,000円
生活の党	787,870,000円
社会民主党	494,344,000円
新党改革	115,492,000円

2 特定交付金

7月までの政党交付金の月割総額から既交付金（69,395,000円）を控除した残額を、特定交付金として交付決定しました。

○交付決定（政党としての要件を満たさなくなった政治団体）

みどりの風	11,566,114円
-------	-------------

（注）平成25年分政党交付金の1回目の交付は5月24日に、2回目の交付は7月19日に、それぞれ交付されています。

変更決定に係る上記1の各政党については、政党からの請求に基づき、3回目の交付分として、変更決定額から5月及び7月の既交付額を控除した額の2分の1の額を10月18日に交付することとされています。

特定交付金に係る上記2の政治団体については、政治団体からの請求に基づき、特定交付金交付決定額を同日に交付することとされています。

（連絡先）自治行政局選挙部政党助成室
担当：宇津木補佐、石井係長
電話：（代表）03-5253-5111
（内線）23192、23194
（直通）03-5253-5582
（FAX）03-5253-5583

平成25年分政党交付金変更決定額の増減

(単位:千円)

政党名 (政治団体名)	変更決定額 (9月17日)		当初決定額 (5月16日)		増減額	
	(A)	比率(%)	(B)	比率(%)	(A) - (B)	増減率(%)
自由民主党	15,058,582	47.37	14,550,534	45.80	508,048	3.5
民 主 党	7,774,944	24.46	8,534,024	26.86	△ 759,080	△ 8.9
日本維新の会	2,956,205	9.30	2,715,788	8.55	240,417	8.9
公 明 党	2,574,747	8.10	2,557,914	8.05	16,833	0.7
みんなの党	2,027,687	6.38	1,789,500	5.63	238,187	13.3
生活の党	787,870	2.48	816,051	2.57	△ 28,181	△ 3.5
社会民主党	494,344	1.56	541,040	1.70	△ 46,696	△ 8.6
新党改革	115,492	0.36	124,689	0.39	△ 9,197	△ 7.4
(みどりの風)	—	—	138,790	0.44	△ 138,790	皆減
合 計	31,789,871	100.00	31,768,330	100.00		

(注1) 表中の各政党の順番は、平成25年7月29日現在の政党届における所属国会議員数の多い順です。

(注2) みどりの風は、平成25年7月28日に政党要件を満たさない政治団体となったため、7月までの月割総額から既交付金(69,395,000円)を控除した残額を特定交付金(11,566,114円)として交付決定しました。(みどりの風に対する交付額は、80,961,114円)

(注3) 変更決定額(A)と当初決定額(B)の合計が政党交付金予算額(320億円)と異なるのは、当初決定額(B)については、本年3月に解散した国民新党の1月から12月までの算定額分(246百万円)が含まれていないことによるもの、変更決定額(A)については、みどりの風に対する交付額分(81百万円)と解散した国民新党の1月から7月までの算定額分(143百万円)が含まれていないことによるものです。